

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 12 日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

消費生活協同組合法施行規則の一部改正予定について
及び改正会社法施行後における会社役員賠償責任保険
の保険料の税務上の取扱いについて

標記の両件について、厚生労働省から通知が届きましたのでお知らせいたします。
なお、本事務連絡及び添付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

○添付資料

- 1 「消費生活協同組合法施行規則の一部改正予定について」関係
 - (1) 事務連絡(写)
 - (2) (参考) 新旧対照表
- 2 「改正会社法施行後における会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」関係
 - (1) 事務連絡(写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話： 03 (5388) 3060
FAX : 03 (5388) 1332
E-mail: S0000580(at)section.metro.tokyo.jp